

議員提出議案第 1 号

橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

平成 3 0 年 3 月 8 日 提 出

提出者	橋本市議会議員	中 本 正 人
賛成者	橋本市議会議員	小 林 弘
〃	橋本市議会議員	今 城 敏 仁
〃	橋本市議会議員	森 下 伸 吾
〃	橋本市議会議員	岡 本 安 弘
〃	橋本市議会議員	田 中 博 晃
〃	橋本市議会議員	杉 本 俊 彦
〃	橋本市議会議員	石 橋 英 和
〃	橋本市議会議員	井 上 勝 彦
〃	橋本市議会議員	樽 井 豪 男
〃	橋本市議会議員	楠 本 知 子
〃	橋本市議会議員	坂 口 親 宏

橋本市議会議員定数条例の一部を改正する条例

橋本市議会議員定数条例(平成 21 年橋本市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
橋本市議会議員の定数は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により <u>18 人</u> とする。	橋本市議会議員の定数は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により <u>20 人</u> とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。